平成２１年（フ）第１６０号
三重県鈴鹿市庄野羽山４丁目16番１号
破産者　川口　将司
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７２号
岡山県倉敷市児島上の町２丁目２番37号
破産者　有限会社栩野土木
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７３号
岡山県倉敷市児島上の町２丁目２番37号
破産者　栩野　隆男
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６６号
岡山市中区兼基251番地の２
破産者　有限会社オフィスウエダ
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１７４号
沖縄県うるま市字栄野比778番地
破産者　有限会社栄野比興業
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３６６号
愛知県刈谷市野田町沖野117番地７
破産者　株式会社アルファー
１　決定年月日　平成21年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
徳島市春日１丁目７番13号
破産者　栗林産業有限会社
１　決定年月日　平成21年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９号
石川県石川郡野々市町太平寺３丁目45番地
トナミ寮２棟406
破産者　小澤　友行
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２８０号
石川県白山市明光４丁目141番地
破産者　川端亜由美（旧姓坂野）
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６７号
福岡県久留米市城島町大依329番地２―102、破産開始決定時の住所福岡県久留米市城島町城島510番地25
破産者　中島　和喜
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西９番地３
破産者　惠　裕季子
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１０３３号
仙台市太白区中田１丁目17番８号
破産者　佐藤　祐介
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３７号
宮城県名取市高舘吉田字前沖66番地の28　グラン・レーヴＢ202号
破産者　高橋　一徳
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５４２号
茨城県東茨城郡茨城町大字谷田部704番地
破産者　鶴田ミヨ子
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第７１９号
茨城県東茨城郡茨城町大字谷田部704番地
破産者　鶴田　政宏
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２８号
茨城県ひたちなか市殿山町１丁目２番68号Ｎ殿山ハイツＡ―102、旧住所茨城県ひたちなか市相金町２番地２
破産者　伊藤　義勇
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２８号
水戸市栄町１丁目11番26号
破産者　弓野　勝利
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
東京都足立区梅田６丁目９番10―302号、開始決定時の住所埼玉県草加市青柳６丁目９番４号
破産者　門脇　永志
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目16番５号
破産者　太田　　誠
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７６０号
京都市右京区嵯峨天龍寺造路町22番地
破産者　阪本　　武
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係